

令和7年度高畠町婚活サポート事業補助金の概要

◆本気で結婚したい方を応援します！◆

独身男女の結婚を支援するため、山形県内の結婚相談所か、やまがたハッピーサポートセンターに入会する場合の入会金や登録料等、活動初期費用及び結婚相談所を通じて婚活し、成婚に至った場合に結婚相談所に支払う成婚料に対し、予算の範囲内で交付する補助金です。

【① 結婚相談所等の入会金や登録料等の初期費用】

補助対象となる方（下記の（1）～（3）全てに該当）

- （1）高畠町に住所があり、現在独身の方
- （2）山形県内に事務所等がある結婚相談所か、やまがたハッピーサポートセンターに入会した方で、申請時点において退会していない方。
- （3）町税を滞納していない方

【② 結婚相談所に支払う成婚料】

補助対象となる方（下記の（1）かつ（2）に該当）

- （1）山形県内に事務所等がある結婚相談所に入会し、成婚に至った方で、結婚相談所を退会後、6カ月以内に入籍し、引き続き高畠町に居住される方
- （2）町税を滞納していない方

【2. 補助金の額】

- ① 入会金や登録料等の初期費用で、2万円を上限額とする。
- ② 結婚相談所を通じて婚活し、成婚に至った場合に結婚相談所に支払う成婚料の2分の1の額（100円未満の端数切捨て）又は10万円のどちらか低い額
（補助金の交付は、①及び②ともに1人につき1回です）

【3. 補助金の交付申請書】

① の入会金、登録料にかかる補助対象者は、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- ・ 結婚相談所か、やまがたハッピーサポートセンターに入会、登録したことがわかるものの写し（会員証等の写し）
- ・ 結婚相談所か、やまがたハッピーサポートセンターが発行した領収書の写し。またはそれに代わるもの。
- ・ 補助金の振込先となる金融機関口座の通帳の写し。
- ・ 本籍地が高島町以外の方は、独身証明書。
- ・ その他町長が必要と認める書類。

② の成婚料にかかる補助対象者は、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- ・ 結婚相談所を通じて婚活し、成婚に至った場合は、結婚相談所が発行した、成婚したこと及び退会日がわかるものの写し。
- ・ 結婚相談所か、やまがたハッピーサポートセンターが発行した領収書の写しまたはそれに代わるもの。
- ・ 補助金の振込先となる金融機関口座の通帳の写し。
- ・ その他町長が必要と認める書類。

【4. 交付決定】

交付申請の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知します。

【5. 補助金の支払】

補助金の交付決定を行った場合は、申請書に添付された口座に振り込みます。

【6. 交付決定の取消し・補助金の返還】

不正や、要綱に違反する行為等があった場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。



= 出会いの機会をあなたに =

やまがたハッピー サポートセンター


Yamagata
Happy Life
Project

山形県、全市町村、経済団体で組織する「やまがたハッピーサポートセンター」は、結婚を希望する独身者を応援するため、マッチングシステムを活用し希望に合う相手を検索・閲覧、1対1のお見合いの申し込みができる会員制の「出逢いやまがた」を運営しております。

20歳以上でインターネット環境(パソコンやスマートフォン)がある方なら、どなたでも登録いただけます。(登録料1万円、登録期間2年間)

「出会いの機会がない」、「本気で結婚を考えている」という方、まずはホームページをご覧ください。